

経営事項審査改正の動向 ③ 評価項目及び基準の見直し(その2)

はじめに

平成19年6月に公表された「経営事項審査の改正について」をもとに、経営事項審査改正の動向を探って参ります。

第3回目の今回は、経営状況評価(Y)について、「経営事項審査の改正について」に沿って改正の具体的な内容を吟味していきたいと思えます。

なお、本稿の記載内容は、執筆時点での改正案に基づいており、今後変更される可能性があること、いつものとおり、意見に亘る部分は私見であることをあらかじめご了承ください。

2-2. 企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

(1) 現行の経営状況評価の指標

現行の経営状況評価指標は、以下の4つの評価要素に基づく12指標から構成されていました。

【収益性】

- ・ 売上高営業利益率
- ・ 総資本経常利益率
- ・ キャッシュフロー対売上高比率

【流動性】

- ・ 必要運転資金月商倍率
- ・ 立替工事高比率
- ・ 受取勘定月商倍率

【安定性】

- ・ 自己資本比率
- ・ 有利子負債月商倍率
- ・ 純支払利息比率

【健全性】

- ・ 自己資本対固定資産比率
- ・ 長期固定適合比率
- ・ 付加価値対固定資産比率

これらの評価要素の意味及び各指標の算式及びその意味するところにつきましては、当 Monthly Press の2006年2月から8月にかけて、詳細に解説しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

(2) 現行の評価指標の問題点

「経営事項審査の改正について」によれば、現行の評価指標には、以下のような問題点がありました。

- ① 小規模・零細企業において、評点分布の幅が非常に大きく、企業実態に比べ過大な評価が

なされる傾向がある。

② 評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、結果として固定資産が少ないペーパーカンパニーなどの会社が高評点となっている。したがって、改正に当たっては、①ペーパーカンパニーが実力に見合わない高評価となることを防止するなど、実態に合った評点分布とすること、② 評価の内容が固定資産など特定の指標に偏らないようにすること、を念頭に新たな評価体系とすることとされました。

①に関しては、私見ですが私共が多数の企業の経営状況分析を行ってきた中でも、財務諸表からみた印象とY点の結果とが隔たっていると感じるケースが多く存在するのは事実です。②については、固定資産の金額が評点に影響するのは、全12指標のうち健全性の3指標であり、実に1/4の指標で固定資産の金額が評点に影響を及ぼす結果となっており、確かに「偏っていた」と言ってよいと思います。

(3) 改正後の評価指標

改正後の評価指標は、以下の4要素8指標から構成されています。

【負債抵抗力】

- ・ 純支払利息比率
- ・ 負債回転期間

【収益性・効率性】

- ・ 総資本売上総利益率
- ・ 売上高経常利益率

【財務健全性】

- ・ 自己資本対固定資産比率
- ・ 自己資本比率

【絶対的力量】

- ・ 営業キャッシュフロー(絶対額)
- ・ 利益剰余金(絶対額)

上記のうち、斜体・下線で表示した3つの指標が現行でも採用されている指標です。なお、固定資産の金額が算式に含まれているのは、自己資本対固定資産比率の一指標のみとなっています。

次号からは、上記各指標の算式とその意味について詳しく見ていきたいと思えます。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)